

苫小牧市店舗改裝費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自店舗の魅力向上又は来店者の増加に繋がる改裝工事若しくは環境整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することにより、魅力ある個店の増加及び商店街の美観向上を図り、もって商店街のにぎわいを創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「商店街組織」とは、小売業、飲食業又はサービス業等に属する事業を営むものが地域的に組織するもので、商店街振興組合（商店街振興組合（昭和37年法律第141号）に基づく団体）のほか任意の商店会で市長が認めるものをいう。

(対象店舗)

第3条 補助金の交付の対象となる店舗は次のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めるものはこの限りではない。

- (1) 店舗を構えた商店街組織の振興に寄与し、原則として商店街組織に加盟して1年以上経過し、商店街での活動実績があること
 - (2) 概ね、3年以上経営していること（移転も含める）
 - (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
 - (4) 別表1に該当する業種、若しくは市長が適当と認める業種であること
- 2 1事業者が複数の店舗を経営している場合は、原則として年間で1事業者1店舗を対象とする。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象店舗を賃借若しくは所有し開業している者
- (2) 代表者又は役員に苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は同条例第12条の規定に該当する者がいない
- (3) 市税を滞納していない者

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は次のいずれにも該当するものとする。ただし、来客用トイレの改裝に限っては便器本体も対象と認める。

- (1) 店舗の内装若しくは外装、又はその両方を改裝するために行うもの
- (2) 市内の施工業者を利用するもの

(3) 工事費用の総額が 40 万円以上（消費税及び地方消費税は含まない）であるもの

(4) 交付決定後に着手し、当該年度の 3 月末日までに実績報告が可能であるもの

2 補助金の交付の対象となる環境整備は、第 5 条第 1 項（同項第 3 号を除く）と次のいずれかに該当するものとする。

(1) Wi-Fi 整備やアプリの導入経費など ICT 化による顧客サービス向上を目的とした事業の初期費用

(2) インバウンド受け入れのための多言語マップの整備等を行う事業

3 来店者の利用促進に供する工事を対象とし、建物の基本構造や基本性能に関する工事又は維持・修繕を目的とする工事若しくは転用、持出が可能な備品購入（第 5 条第 2 項で認めたものを除く）を目的とする工事は対象外とする。

（対象経費）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費は次の各号に掲げるものとする。

(1) 店舗の改裝工事及び建替え新築工事に要するもの

(2) その他市長が認めるもの

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は予算の範囲内において、対象経費の 2 分の 1 に相当する額（千円未満を切捨て、税抜きの金額を対象）とし、40 万円を上限とする。

（交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 苫小牧市店舗改裝費補助金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 改装等に係る見積書の写し

(3) 商店街組織加入証明書（様式第 2 号）

(4) 改装工事前の店舗写真で日付が入っているもの（店舗の内部、外部で改装工事前の状態がわかるもの）

(5) 誓約書兼同意書（様式第 3 号）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、苫小牧市店舗改裝費補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（変更及び中止）

第 9 条 前条の規定に基づき補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は決定を受けた工事（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長

に提出するものとする。

(1) 苫小牧市店舗改装費補助金事業内容（変更・中止）届書（様式第5号）

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合通知については苫小牧市店舗改装費補助金事業内容変更中止決定通知書（様式第6号）を使用する。
(実績報告及び交付金の請求)

第10条 補助事業者は補助事業が終了したときは速やかに次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 苫小牧市店舗改装費補助金事業実績報告書（様式第7号）

(2) 請求書の写し

(3) 領収書または振込みをしたことがわかる書類の写し

(4) 改装工事後の店舗写真で日付が入っているもの（店舗の内部、外部で改装工事後の状態がわかるもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定に基づく実績報告があったときは、その内容を審査し、苫小牧市店舗改装費補助金交付金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- 3 補助事業者は、補助金交付を受けようとするときは、苫小牧市店舗改装費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるとときは、補助金の交付決定の取消若しくは既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき

(2) 補助金対象経費の中に第6条各号に掲げる経費以外の経費が含まれていることが判明したとき

(3) 前各号に掲げるものの他市長が不適当と認めるとき

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることが出来る。

- 2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告を求

め、又は調査することができる。

(関係書類の整理保存)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の収支に関する帳簿その他関係書類を整理し、これらの書類を補助事業の完了する日の属する年度から5年間保管しなければならない。(店舗の営業継続の報告)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、金額確定通知書を受けてから1年後に苫小牧市店舗改装費補助金営業継続報告書(様式第10号)を用いて営業継続の報告を行わなければならない。ただし、廃業等をした店舗についてはこの限りではない。

(特例の適用)

第16条 この要綱の特例の適用については、別途定めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成28年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は平成31年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は令和2年4月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は令和2年5月1日より施行する。

(施行期日)

1 この要綱は令和3年4月1日より施行する。

別表1（第3条関係）

○対象業種

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）及び遊興娯楽業や風俗営業等の一部の業種等公序良俗に反する業種を除き対象

○対象外業種詳細

業種分類	具体的な業種例
農業	果樹栽培、温室栽培、しいたけ栽培（菌底栽培は除く。）、牛馬育成、養鶏、養豚、養蜂、ミンク養殖、養蚕など
林業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負など（素材生産及び素材生産サービス業を除く。）
漁業	一般海面漁業、捕鯨業、内水面漁業 水産養殖業（こい養殖、うなぎ養殖、ます養殖、金魚養殖、どじょう養殖など）
飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合など（特例風俗営業飲食業を含む。）
金融・保険業	商品券売買業など（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。）
サービス業	・興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業など） ・娯楽業等（風俗関係営業、パチンコホール、bingoゲーム場、射的場、スロットマシン場（射幸心をそそるもの）、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋、競輪及び競馬の競走場、競輪及び競馬の競技団体、競輪及び競馬の予測業、場外馬券売場、場外車券売場など、易断所、観相業、相場案内所（けい線屋）） ・旅館業（モーテル、ラブホテル、ブティックホテルなど） ・浴場業（特殊浴場のうち風俗関連営業（ソープランド、ファッショヘルスなど）） ・民営職業紹介業（芸妓周旋業（置屋、及び検番を除く。） ・農業サービス業（育苗センター、装蹄業など） ・林業サービス業（狩猟業、植林請負業など） ・宗教等その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務（外国公務を除く。）など、集金業、取立業（公共料金又はこれを順ずるものに係るもの）を除く。）、学校法人など